まん延防止等重点措置等延長 (9月12日まで)

(医療体制非常事態 継続中)

~ あなたと大切な人の命を守るために ~

ゼロ密を目指そう!

(県民の皆様へ)

- ・ 買い物の回数や人数を最低限に!
- ・ 混雑する場所への外出機会の半減! (商業施設の皆様へ)
- ・ 入場制限などにより、混雑回避の 取組みを!
- (事業者の皆様へ)
- ・ テレワーク・時差出勤等の徹底!
- 会議や商談時の感染対策の徹底!

不要不急の外出自粛の徹底

- 不要不急の都道府県間の移動を自粛 帰省や旅行については「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を!
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等の利用は控えて!

屋外での運動や散歩などの健康の維持の活動は継続して実践

飲食店等の営業時間の短縮

※詳細については別紙

イベント開催制限

※規模など、詳細については別紙

基本的な感染対策の徹底

※ワクチン接種後も基本的な感染対策の徹底を

滋賀県の対応

	内容	時期
•	県立施設については、開館 時間を短縮	(8/8~9/12)
•	湖岸緑地等の駐車場の閉 鎖	(8/7~9/12)
•	「今こそ滋賀を旅しよう!」	新規販売を一時停止(8/5~)
•	スポーツサイクルレンタル 助成事業	新規受付を一時停止(8/5~)
	GoToEat ※事業者には、早期の認証 取得を要請	引き続き新規発行の 一時停止購入済の食事券等の 利用もお控えくださ い。

滋賀県営業時間短縮要請コールセンター

- 開設時間:平日 9時~17時
- 電話番号:077-528-1341

県施設の休館状況

【令和3年8月18日更新】

施設名	所在地	電話番号	状況	休館等の期間
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場閉鎖、バーベ キュー・キャンプ、屋外ス ポーツ施設の利用禁止	8月7日~9月12日
県営都市公園・自然公園園地		077-528-4281 077-528-3481	駐車場閉鎖、バーベ キュー・キャンプの利用 禁止	8月7日~ <u>9月12日</u>

[※] 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認くださ い。

県施設の開館時間の短縮状況

【令和3年8月18日更新】

【节和3年8月18日史新】					
施設名	所在地	電話番号	影響する施設	変更後の開館時間	開館時間短縮の期間
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00~21:00 ※注1	8月8日~ <u>9月12日</u>
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、 練習室、会議室	8:30~21:00 ※注1	8月8日~ <u>9月12日</u>
希望が丘文化公園 (スポーツ施設)	野洲市北桜978	077-588-3251	屋内テニスコート (夜間利用)	17:00~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
希望が丘文化公園 (野外活動センター)	本从现在了听觉651170	077 507 2111	全館(キャンプ施設・ロッ ジを除く)	9:00~21:00	8月8日~ <u>9月12日</u>
希望が丘文化公園(青年の城)	蒲生郡竜王町薬師1178 	077-586-2111	全館(宿泊室を除く)	9:00~21:00	8月8日~ <u>9月12日</u>
長浜バイオ大学ドーム (長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	8:30~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
ウカルちゃんアリーナ(県立体 育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	8:30~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	8:30~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	8:30~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館(宿泊室を除く)	9:00~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	8:30~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
オセアンBCスタジアム彦根 (彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	8:30~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
OSPホッケースタジアム (伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	8:30~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	全館予約済団体のみ 利用可(個人利用不可)	9:30~20:00	8月8日~ <u>9月12日</u>
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町1667	0749-72-2548	多目的運動広場 テニスコート	9:00~20:00 ※注2	8月8日~ <u>9月12日</u>
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルび わこ)	8:00~20:00	8月8日~ <u>9月12日</u>

[※]注1 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

[※]休館等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

[※]注2 イベント開催がある場合は21時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

[※] 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認くださ

い。 ※ 営業時間の短縮の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請について

令和3年(2021年)8月18日 滋賀県新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記のとおり協力の要請を 行う。

記

1 感染対策の徹底 (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、密の回避など)
- ・極力家族や、普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避 けて行動
- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛
- ・家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
- ・家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
- ・感染者が多数確認されている地域などではより注意して行動
- 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ 「COCOA」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底 (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請、第 31 条の6第2項に基づく要請)

- ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施 宣言書」の掲示
- ・テレワーク・時差出勤の徹底(出勤者数7割削減目標)
- 会議や商談時の感染対策の徹底
- ・商業施設では、入場者の整理(入場制限を含む。)など、混雑回避の取組みを。

・ 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等の実施」など、混雑回避の取組を。

3 外出について (特措法第 24 条第 9 項、第 31 条の6第2項に基づく要請)

- (1) 対象地域 滋賀県全域
- (2) 対象期間 令和3年8月18日から9月12日まで
- (3) 要請内容
 - ・ 外出自粛の徹底(生活や健康の維持に必要な場合は除く)
 - ・ 不要不急の都道府県間の移動の自粛。特に、緊急事態宣言対象地域との不要不急の 往来は自粛。
 - 買い物の回数や人数を最低限にする。
 - ・ 混雑する場所への外出機会を半減させる。
 - ・ 営業時間の短縮を要請している時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない。
 - ・ 営業時間の短縮要請に応じていない、飲食店等にもみだりに出入りしない。

4 イベント開催について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

- ① 対象地域 滋賀県全域
- ② 開催時間 21時まで
- ③ 対象期間 令和3年8月8日から9月12日まで
- ④ 人数上限:収容率
- <基本的な考え方>

必要な感染防止策を担保した場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを 限度(両方の条件を満たす必要)とする。

収容率	収容率の目安		
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人	
100%以内 席がない場合は適切な間隔 (密にならない程度の間隔)	50%以内 ^(※2) (席がない場合は十分な間隔 (1m)		

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合、この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。
- ※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を

設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 【8月31日までのイベント】

8月8日までに販売されたチケットは、上記の目安を満たさずとも、キャンセル不要とする。 ただし、8月9日以降、上記の開催目安を満たさないチケットの新規販売を停止すること。 8月9日以降に販売開始されるチケットは、上記の開催目安を満たすこと。

【9月1日以降のイベント】

8月 20 日までに販売されたチケットは、上記の目安を満たさずとも、キャンセル不要とする。ただし、8月 21 日以降、上記の開催目安を満たさないチケットの新規販売を停止すること。8月 21 日以降に販売開始されるチケットは、上記の開催目安を満たすこと。

(2) 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

5 営業時間の短縮について (特措法第24条第9項、第31条の6第1項に基づく要請)

(1) 飲食店等に対する営業時間短縮

飲食店の皆さまに対し、以下の内容により営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日から9月12日まで
- ② 対象施設

	対象施設		
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等		
	(宅配、テークアウトサービスは除く。)		
遊興施設	接待(※)を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を		
	受けている店舗		
※ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。			
結婚式場	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場		

③ 対象区域・営業時間短縮

営業時間短縮(酒類	提供の時間)
13市(大津市、草津市、守山市、栗東市、	左記以外の地域
野洲市、東近江市、近江八幡市、甲賀市、	(第 24 条第9項)
湖南市、彦根市、長浜市、米原市、高島市)	
(第 31 条の6第1項)	
・5時から20時までの営業時間短縮	・5時から21時までの営業時間短
・ (酒類の持ち込みを含む)酒類の提供の	縮
停止	(※酒類の提供は11時~20時)
※ 飲食を主として業としている店舗に	
おいてカラオケ設備を提供している場	
合、当該設備の利用自粛を要請。	

合、当該設備の利用自粛を要請。				
④ 営業に際しての要請内容				
内容				
13市(大津市、草津市、守山市、栗東市、	左記以外の地域			
野洲市、東近江市、近江八幡市、甲賀市、				
湖南市、彦根市、長浜市、米原市、高島市)				
(第 31 条の6第1項に基づく要請)	(第24条第9項に基づく要請)			
● 従業員に対する検査を受けることの	● 従業員に対する検査を受ける			
勧奨	ことの勧奨			
● 入場者の感染防止のための整理およ	● 入場者の感染防止のための整			
び誘導	理および誘導			
● 手指消毒設備の設置	● 手指消毒設備の設置			
● 施設の消毒	● 施設の消毒			
● マスクの着用その他の感染防止に関	● マスクの着用その他の感染防			
する措置を入場者に対して周知	止に関する措置を入場者に対			
● 感染防止措置を実施しない者の入場	して周知			
の禁止(入場済みの方の退場を含む)	● 感染防止措置を実施しない者			
● 施設の換気	の入場の禁止(入場済みの方			
● アクリル板等の設置または利用者の	の退場を含む)			
適切な距離の確保等飛沫防止等の対	● 施設の換気			
策	● アクリル板等の設置または利			
● カラオケ設備の使用の自粛	用者の適切な距離の確保等飛			
(※カラオケ設備については、飲食を主と	沫防止等の対策			
して業としている昼営業のスナック、カラ	● カラオケ設備の使用の自粛			

オケ喫茶等における設備の利用自粛を想 定しており、カラオケボックス等の利用自 粛を求めるものではありません。)

(第24条第9項に基づく要請)

- 「もしサポ滋賀」の登録および QR コードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守

(※カラオケ設備については、飲食を主として業としている昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックス等の利用自粛を求めるものではありません。)

- 「もしサポ滋賀」の登録および

 QR コードの読み取りの呼び

 かけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守
- (2) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (第31条6第1項) (第24条第9項)

以下の施設について、営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日から9月12日まで(※3は、8月20日から)
- ② 対象地域 13市(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、東近江市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、彦根市、長浜市、米原市、高島市)
- ③ 対象施設

(商業施設)

施設の種類	内訳	1,000 ㎡超	1,000 ㎡以下
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター		(法に基づかない協 力の呼びかけ)
遊興施設(第11号)(※2)	など 個室ビデオ店、個室 付浴場業に係る公衆 浴場、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車 券売場 など	20 時までの営業時間短縮 (第24条第9項) ※1:上記に加え、入場整理等の実施(法に基づかない協力の	20 時までの営業時間短縮 ※1:上記に加え、入場整理等の実施
サービス業 を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイル サロン、エスティック 業、リラクゼーション	呼びかけ)	

	業 など		
			(法に基づかない協 力の呼びかけ)
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	20 時までの営業時間短縮(生活必需物資を除く。) (第24条第9項) 人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3) (第31条6第1項)	20 時までの営業時間短縮働(生活必需物資を除く。) 人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3)
		※4:上記に加え、酒 類提供等の自粛(法 に基づかない協力の 呼びかけ)	※4:上記に加え、酒 類提供等の自粛(法 に基づかない協力の 呼びかけ)

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。
- ※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛
- ※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措 法31条の6第1項に基づく要請の対象となる。
- ※3:人数制限を含む入場者の整理等の実施:入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置および施設の入場者の人数管理制限等の措置
- ※4:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む)。)およびカラオケ設備使用自粛

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1,000 ㎡超	1,000 ㎡以下
劇場、映画 館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など		(法に基づかない協 力の呼びかけ)
集会施設等 (第5号)	集会場、公会堂 など	21時までの営業時間短縮要請	21時までの営業時間 短縮 (イベント開催以外の
展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	場合は、20時までの 営業時間短縮要請) (第24条第9項)	場合は、20 時までの 営業時間短縮)
ホテル・旅館 (第8号)	ホテルまたは旅館 (集会の用に供する 部分に限る。)	上記に加え、入場整理等の実施(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1)	入場整理等の実施 (※1)
		※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	※:オンライン配信の 場合は時間短縮不要
運動施設、	体育館、スケート場、 水泳場、屋内テニス 場、柔剣道場、ボウリ ング場、テーマパー ク、遊園地、野球場、	20 時までの営業時	(法に基づかない協 力の呼びかけ) 20 時までの営業時
遊技施設(第9号)	ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨ	間短縮要請 (イベント開催の場合 は21時までの営業 時間短縮を要請) (第24条第9項)	間短縮働 (イベント開催の場合 は21時までの営業時間短縮)
	ガ、ヨガスタジオ な ど	上記に加え、入場整	上記に加え、入場整

博物館等 (第 10 号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、	理等の実施(法に基 づかない協力の呼び かけ)(※1)	理等の実施(※1)
() 3 0 3	動物園、植物園 など	※:オンライン配信の	※:オンライン配信の
		場合は時間短縮不要	場合は時間短縮不要

- ▶ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)
 - ※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛
- (3) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等(法に基づかない協力の呼びかけ)

以下の施設について、営業時間短縮の協力を呼びかけ

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日から9月12日まで(※3は、8月20日から)
- ② 対象地域 6町(日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)
- ③ 対象施設

(商業施設)

施設の種類	内訳	協力の呼びかける内容
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチン コ屋、ゲームセンター など	
遊興施設 (第11号) (※2)	個室ビデオ店、個室 付浴場業に係る公衆 浴場、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車 券売場 など	21時までの営業時間短縮 上記に加え、入場整理等の実施(※1)
サービス業 を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイル サロン、エスティック 業、リラクゼーション	

	業 など	
		21時までの営業時間短縮(生活必需物資を除く。)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3) 上記に加え、酒類提供等の自粛(※4)

▶ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。
(第24条第9項)

- ※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛
- ※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措 法24条第9項に基づく要請の対象となる。
- ※3:人数制限を含む入場者の整理等の実施:入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置および施設の入場者の人数管理制限等の措置
- ※4:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む)。)およびカラオケ設備使用自粛

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	協力の呼びかける内容
劇場、映画館等(第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	21時までの営業時間短縮要請
集会施設等(第5号)	集会場、公会堂 など	上記に加え、入場整理等の実施(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	

ホテル・旅館 (第8号)	ホテルまたは旅館(集 会の用に供する部分 に限る。)
運動施設、 遊技施設(第 9号)	体育館、スケート場、スケート場、スケート場、スケート場、スケート場、スケート場、スケート場、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
博物館等 (第 10 号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など

- ▶ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。

(第24条第9項)

※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛

感染リスクが高まる

5 つの場面」

①飲酒を伴う懇親会

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意 力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大き な声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスク が高まる。
- また、回し飲みや箸な どの共用が感染のリス クを高める。



②大人数や長時間に およぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深 夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、 感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



③マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの 事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



④狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やト イレなどの共 用部分での感 染が疑われる 事例が報告さ れている。



⑤仕事から休憩室などへの 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



飲食店等への営業時間の短縮要請と 事業者への支援について

(令和3年8月18日)

目次

- 1. 飲食店等に対する営業時間短縮(重点措置を講じる区域)
- 2. 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等(重点措置を講じる区域)
- 3. 飲食店等に対する営業時間短縮(その地の地域)
- 4. 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等(その他の地域)
- 5. 飲食店等に対する協力金
- 6. 飲食店等以外に対する協力金
- 7. 酒類販売事業者に対する支援金
- 8. 事業継続支援金(第2期)

1 飲食店等に対する営業時間短縮等 (重点措置を講じる区域)

● 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。 (第31条の6第1項、第24条第9項)

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日 0時 ~ 令和3年9月12日 24時
- ② 対象区域 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、 米原市
- ③ 対象施設 以下のとおり

	ろうじは グイックこのファ	
	飲食関連施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店 等(宅配・テークアウト サービスは除く。) 接待(※)を伴う飲食店、カラオ ケ店等の遊興施設や結婚式場 で食品衛生法の飲食店営業許 可を受けているものを含む ※ ここでの接待とは飲食店の接待従 事者等によるものを意味する。	 ● 5時~20時までの営業時間短縮 ● (酒類の持ち込みを含む)酒類の提供の停止 ※ 感染状況が下降傾向となった際には、一定の条件(認証店舗等)を満たしている店舗から酒類の提供の停止の緩和を検討

- ▶ インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。
- ④ 営業に際しての要請内容

要請内容

(第31条の6第1項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の感染防止のための整理および誘導
- 手指消毒設備の設置
- 施設の消毒
- マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む)
- 施設の換気
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策
- カラオケ設備の使用の自粛

(※カラオケ設備については、飲食を主として業としている昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックス等の利用自粛を求めるものではありません。)

(第24条第9項に基づく要請)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守

2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (重点措置を講じる区域)

● 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。 【要請内容】 (1,000㎡超のみ) (第31条の6第1項)(第24条第9項)

① 対象期間 令和3年8月8日0時~ 令和3年9月12日24時

(※3は、8月20日から)

② 対象区域 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、

栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、

米原市

③ 対象施設 以下のとおり

(商業施設等)

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
遊技施設(第9号)	マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター など	● 20時までの営業時間短縮 (第24条第9項)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
遊興施設(第11号) (※2)	個室ビデオ店、個室付浴 場業に係る公衆浴場、射 的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場 など	● 上記に加え、入場整理等 の実施(法に基づかない 協力の呼びかけ) (※1)	● 20時までの営業時間短縮● 入場整理等の実施(※1)
サービス業を営む 施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エスティック業、リラクゼーション業など	(//(_/	

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピン グセンター、百貨店、家電 量販店 など	● 20時までの営業時間短縮 (生活必需物資を除く。) (第24条第9項) ● 人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3) (第31条の6第1項) ※4:上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)	 (法に基づかない協力の呼びかけ) ● 20時までの営業時間短縮 (生活必需物資を除く。) ● 人数制限を含む入場者の整理 等の実施(※3) ※4:酒類提供等の自粛

- >業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)
 - ※1: 入場整理等の実施: 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。) およびカラオケ設備使用自粛
 - ※2: 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第31条の6第1項 に基づく要請の対象となる。
 - ※3:人数制限を含む入場者の整理等の実施:入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置および 施設の入場者の人数管理制限等の措置
 - ※4: 酒類提供等の自粛: 酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む)。) およびカラオケ設備使用自粛

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	● 21時までの営業時間短	(法に基づかない協力の呼びか け)
集会施設等(第5号)	集会場、公会堂 など	縮 (イベント開催以外の場合は、 20時までの営業時間短縮)	● 21時までの営業時間短縮 (イベント開催以外の場合は、
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール など	(第24条第9項)	20時までの営業時間短縮)
ホテル・旅館(第8	ホテルまたは旅館(集会の用	● 上記に加え、入場整理等の実施 (法に基づかない協力の呼びかけ)	● 入場整理等の実施
号)	に供する部分に限る。)	※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	 ※:オンライン配信の場合は時間短縮 不要
	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、ボウ	● 20時までの営業時間短縮	(法に基づかない協力の呼びか け)
運動施設、遊技施設(第9号)	リング場、テーマパーク、遊園 地、野球場、ゴルフ場、陸上競 技場、屋外テニス場、ゴルフ練 習場、バッティング練習場、ス	● 20時までの営業時間短縮 (イベント開催の場合は21時 までの営業時間短縮) (第24条第9項)	● 20時までの営業時間短縮働 (イベント開催の場合は21時ま での営業時間短縮)
	ポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガ スタジオ など	●上記に加え、入場整理等の	● 入場整理等の実施(※1)
博物館等	 博物館、美術館、科学館、記念 館、水族館、動物園、植物園	実施(法に基づかない協力 の呼びかけ)(※1)	※:オンライン配信の場合は時間短縮 不要
(第10号) 	など	※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	

- ▶イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)
- ▶業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)
 - ※1: 入場整理等の実施: 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み 含む。) およびカラオケ設備使用自粛

3 飲食店等に対する営業時間短縮 (その他の地域)

● 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。 (第24条第9項)

【要請内容】

① 対象期間 令和3年8月8日 0時 ~ 令和3年9月12日24時

② 対象区域 日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

③ 対象施設 以下のとおり

	飲食関連施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店 等(宅配・テークアウト サービスは除く。) 接待(※)を伴う飲食店、カラオ ケ店等の遊興施設や結婚式場 で食品衛生法の飲食店営業許 可を受けているものを含む ※ ここでの接待とは飲食店の接待 従事者等によるものを意味する。	● 5時~21時までの営業時間短縮 ● 酒類の提供は11時~20時までの短縮

[※] インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。

④ 営業に際しての要請内容

要請内容

(第24条第9項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の感染防止のための整理および誘導
- 手指消毒設備の設置
- 施設の消毒
- ▼スクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む)
- 施設の換気
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策
- カラオケ設備の使用の自粛

(※カラオケ設備については、飲食を主として業としている昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックス等の利用自粛を求めるものではありません。)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守

4 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (その他の地域)

● 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮の協力を呼びかけます(法に基づく要請ではありません)。

【協力を呼びかける内容】

① 対象期間 令和3年8月8日0時~ 令和3年9月12日24時

(※3は、8月20日から)

② 対象区域 日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

③ 対象施設 以下のとおり

(商業施設等)

施設の種類	内訳	協力を呼びかける内容
遊技施設(第9 号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲーム センター など	
遊興施設(第11 号)(※2)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係 る公衆浴場、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場 など	● 21時までの営業時間短縮● 入場整理等の実施(※1)
サービス業を営 む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エ スティック業、リラクゼーション業 など	

施設の種類	内訳	協力を呼びかける内容
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピン グセンター、百貨店、家電 量販店 など	 ● 20時までの営業時間短縮 (生活必需物資を除く。) ● 人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3) 酒類提供等の自粛(※4)

▶業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)

- ※1: 入場整理等の実施: 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。) およびカラオケ設備使用自粛
- ※2: 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第31条の6第1項 に基づく要請の対象となる。
- ※3:人数制限を含む入場者の整理等の実施:入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置および 施設の入場者の人数管理制限等の措置
- ※4: 酒類提供等の自粛: 酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む)。) およびカラオケ設備使用自粛

(イベント関連施設)

(1 ,) 1 1/1/2				
施設の種類	内訳	協力を呼びかける内容		
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場など			
集会施設等・(第 5号)	集会場、公会堂 など			
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール など			
ホテル・旅館(第 8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に 供する部分に限る。)	● 21時までの営業時間短縮		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど	● 入場整理等の実施(※1)※オンライン配信の場合は時間短縮不要		
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念 館、水族館、動物園、植物園 など			

[▶] 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)

[→] イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛

5 飲食店等に対する協力金

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)	
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日~10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日~7.5万円/日	
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高 ×0.3のいずれか低い額		

※中小企業等については、早期給付を実施(8月16日~27日) 重点措置を講じる区域:36万円、その他の区域:30万円

6 飲食店等以外に対する協力金

- ■対象地域 重点措置を講じる区域(県内13市)
- ■支給額

商業施設等、 イベント関連施設 (1,000㎡超の施設)	商業施設等、イベント関連施設 のテナント、出店者
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 (10以上のテナントを所有している施設につい ては、1店舗あたり2千円/日を追加支給)	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

7 酒類販売事業者に対する支援金

対象月		8月				
対象者		酒類販売事業者				
要件		・県内に本社または本店があること。 ・国の月次支援金の給付決定を受けていること。 ・まん延防止等重点措置の適用による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請等に応じた飲食店との取引があること。 ・月間売上額が前年(前々年)同月比で50%以上減少していること。				
支給額 (上限)	中小企業	20万円/月				
	個人事業主	10万円/月				

- ※事業継続支援金 (第1期・第2期)との併給可
- ※まん延防止等重点措置等の延長に伴う対応を検討中

8 事業継続支援金(第2期)

対象月		7-8月				
対象者		ア:国の「月次支援金」を2021年の7月~8月のいずれかの月で 受給した県内中小企業等 イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月 ~8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比 較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月 の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等				
支給額	中小企業等	20万円				
	個人事業主	10万円				

- ※協力金、事業継続支援金(第1期)との併給可
- ※まん延防止等重点措置等の延長に伴う対応を検討中

	а								b	(b/a×10万)
市町	人口	8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	合計人数	人口10万人あたり
大津市	340,973	56	54	58	70	45	49	48	380	111.4
彦根市	113,679	8	3	9	5	7	3	10	45	39.6
長浜市	118,193	13	2	8	7	9	5	14	58	49.1
近江八幡市	81,312	3	11	7	7	4	9	15	56	68.9
草津市	137,247	12	28	11	20	7	13	20	111	80.9
守山市	79,859	6	10	4	7	4	1	7	39	48.8
栗東市	66,749	8	6	3	10	4	4	3	38	56.9
甲賀市	90,901	12	10	7	11	4	9	16	69	75.9
野洲市	49,889	6	6	3	8	2	1	8	34	68.2
湖南市	54,289	8	1	3	4	3	3	3	25	46.0
高島市	50,025	11	4	6	5	1	2	6	35	70.0
東近江市	114,180	10	21	31	17	14	15	12	120	105.1
米原市	38,719	2	1	0	4	0	0	3	10	25.8
日野町	21,873	0	1	0	1	2	0	2	6	27.4
竜王町	12,434	0	0	1	0	1	0	1	3	24.1
	20,778	0	0	0	0	1	1	4	6	28.9
豊郷町	7,422	0	1	1	1	0	2	2	7	94.3
甲良町	7,039	0	0	0	0	1	1	0	2	28.4
多賀町	7,355	1	0	1	0	0	0	1	3	40.8

※平成27年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)(e-Stat)